官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔その他告示〕
一　○特定国外派遣組織を指定する件（総務三九〇）
二　○チャド共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件（外務四四六）
○保安林の指定を解除する件（農林水産一八三六～一八四四）
○産業標準化法第七十一条の規定に基づき公示する件（経済産業一七五）
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通一〇三九、一〇四一～一〇四三）
○砂防法第二条の土地の指定を解除する件（同一〇四〇）
○道路に関する件（近畿地方整備局一一四）
○道路に関する件（北海道開発局九四）
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（愛知県公安委三〇）
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（岐阜県公安委一六）
三　○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（愛知県公安委三一）
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（三重県公安委三七）
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（京都府公安委一九三）
四　○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（兵庫県公安委二四九）
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（岡山県公安委一六一）
五　○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（宮崎県公安委一二〇）
〔国会事項〕
文部科学省　最高裁判所
〔人事異動〕
〔叙位・叙勲〕
〔官庁報告〕
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）
日本国に帰化を許可する件（法務省告示配一五二）
〔公　告〕
諸事項
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係
会社その他

その他告示

○総務省告示第三百九十号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

令和七年十二月四日

一　名　称　総務大臣　林　芳正

二　国外派遣期間　米国高等空輸戦術訓練センターにおける訓練実施部隊　令和七年十二月五日から令和七年十二月二十一日まで

三　派遣人数（概数）　三十人程度

四　派遣地域　アメリカ合衆国ミズーリ州及びアリゾナ州

○外務省告示第四百四十六号

令和七年十一月十八日にヤウンデ（カメルーン）で、チャド共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

令和七年十二月四日　外務大臣　茂木　敏充

1　協力の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　二億円

3　署名者

日本側　南健太郎在チャド大使（カメルーンにて兼轄）

世界食糧計画側　ジャンルーカ・フェレーラ在カメルーン事務所代表

○農林水産省告示第千八百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十二月四日　農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県飯田市南信濃木沢七〇四の一四・七〇四の二〇（以上二筆国有林）、七〇四の一七から七〇四の一九まで

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第千八百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十二月四日　農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　熊本県玉名郡和水町中十町字笹原二九八の五三（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を熊本県庁及び和水町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十二月四日　農林水産大臣　鈴木　憲和

一　(一)　解除に係る保安林の所在場所　栃木県日光市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　解除の理由　道路用地とするため

二　(一)　解除に係る保安林の所在場所　栃木県日光市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を栃木県庁及び日光市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十二月四日　農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　佐賀県鹿島市大字三河内字城平丁二七九の四、丁二九二の五

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため